

第1章 マニュアルのねらい

本マニュアルは、平成18年度岐阜県作成『岐阜県「介護予防」実践マニュアル「運動器の機能向上」』及び平成19年度岐阜県作成『岐阜県「介護予防」実践マニュアル「口腔機能向上」』、平成19年度岐阜県作成『岐阜県「介護予防」実践マニュアル「栄養改善」』を、平成28年度現在の介護保険法に沿ったものにし、介護予防関連事業が、市町村やサービス提供事業者において適切に実施するための一助として活用されることを目的として改訂しました。

具体的には、以下の事業を実施するための基本的な考え方や実際の方法等について、サービス提供の一連の過程に沿って解説をしました。

【介護予防関連事業】

- ①地域支援事業における「一般介護予防事業」の「介護予防普及啓発事業」
- ②地域支援事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の「通所型サービス」、「訪問型サービス」

介護予防とは、高齢者の運動機能や口腔機能のような、それぞれの機能改善のみを目的とするものではなく、その機能改善を通じて生活の向上や社会参画を促すことにより高齢者の生活の質の向上を目指すものです。新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行しても、その理念は変わりません。高齢者の方一人ひとりが介護予防の意義を理解した上で意欲をもって事業に参加されることが非常に重要です。

具体的な事業の運営については、地域や対象者の特性を加味しながら、地域に根ざす方法論を選択していただくことが重要となるため、市町村やサービス提供事業者において本マニュアルを活用し、より効果的な手法を用いた実践を積み重ねて介護予防の充実を図っていただきたいと思います。